

## 川口市優良郊外型住宅建設計画の認定手続等に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川口市優良郊外型住宅の建設に関する要綱（令和4年4月1日施行）に定めるもののほか、優良郊外型住宅建設計画の認定に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

### (協議)

第2条 優良郊外型住宅を建設しようとする者（以下、「事業者」という。）は、当該建設計画の概要についてあらかじめ市長と協議することとする。

2 前項の規定による協議を申し出ようとする事業者は、優良郊外型住宅建設計画協議申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 前項の申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 優良郊外型住宅建設計画（様式第2号）
- (2) 計画区域の位置図（縮尺15,000分の1以上）
- (3) 計画区域の区域図（縮尺5,000分の1以上）
- (4) 周辺の土地利用状況図（公共施設の整備状況を含む）
- (5) 計画区域内の土地利用計画図（公共施設の整備計画を含む）
- (6) 計画区域内の配置図
- (7) 計画区域内の住宅の各階平面図
- (8) 計画区域内の住宅の立面図
- (9) 緑化平面図
- (10) 緑化立面図及び断面図
- (11) 緑化面積求積図
- (12) 緑化面積計算書
- (13) 対策雨水量・雨水流出抑制量計算書
- (14) その他市長が必要と認める図書

4 第2項の協議を申し出た事業者は、「川口市優良郊外型住宅の建設に関する要綱に関する協議書（様式第3号）」の事項について、確認を得なければならない。

5 市長は、第1項の協議が終了したときは、事業者に対して、優良郊外型住宅建設計画事前協議終了通知書（様式第4号）を通知するものとする。

### (認定の申請)

第3条 優良郊外型住宅建設計画の認定を受けようとする者は、優良郊外型住宅建設計画認定申請書（様式第5号）及び次の各号に掲げる書類（優良郊外型住宅建設計画に係る土地の区域（以下「計画区域」という。）に建設しようとする住宅の用に供する土地以外の土地を含まない場合にあつては、第6号に掲げるものを除く。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 川口市優良郊外型住宅の建設に関する要綱に関する協議書（様式第3号）
- (2) 優良郊外型住宅建設計画（様式第2号）
- (3) 計画区域の位置図（縮尺 15,000 分の 1 以上）
- (4) 計画区域の区域図（縮尺 5,000 分の 1 以上）
- (5) 周辺の土地利用状況図（公共施設の整備状況を含む）
- (6) 計画区域内の土地利用計画図（公共施設の整備計画を含む）
- (7) 計画区域内の配置図
- (8) 計画区域内の住宅の各階平面図
- (9) 計画区域内の住宅の立面図
- (10) 緑化平面図
- (11) 緑化立面図及び断面図
- (12) 緑化面積求積図
- (13) 緑化面積計算書
- (14) 対策雨水量・雨水流出抑制量計算書
- (15) その他市長が必要と認める図書

（変更認定の申請）

第4条 優良郊外型住宅建設計画の認定を受けた者は、当該計画を変更しようとするときは、優良郊外型住宅建設計画変更認定申請書（様式第6号）に前条各号に掲げる図書のうち変更に伴ってその内容が変更されるものを添えて市長に提出しなければならない。

（計画の認定等）

第5条 市長は、優良郊外型住宅建設計画又は優良郊外型住宅建設計画の変更を認めるときは、優良郊外型住宅建設計画認定書（様式第7号）又は優良郊外型住宅建設計画変更認定書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、優良郊外型住宅建設計画又は優良郊外型住宅建設計画の変更を認めないときは、優良郊外型住宅建設計画不認定通知書（様式第9号）又は優良郊外型住宅建設計画変更不認定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ等）

第6条 優良郊外型住宅の建設計画の認定を受けようとする者は、当該申請の認定を受ける前に当該申請書を取り下げる場合、優良郊外型住宅建設計画認定申請書取下届（様式第11号）を市長に速やかに提出しなければならない。

2 優良郊外型住宅の建設計画の認定を受けた者は、当該建設計画の計画を取りやめる場合、優良郊外型住宅建設計画取りやめ届（様式第12号）に優良郊外型住宅建設計画認定書（様式第7号）を添えて市長に速やかに提出しなければならない。

（完了報告）

第7条 優良郊外型住宅の建設計画の認定を受けた者は、優良郊外型住宅の建設が完了したときは、建設工事が完了した日から起算して10日以内に優良郊外型住宅建設完了報告書（様式第13号）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し
- （2）工事中の写真
- （3）優良郊外型住宅建設完了後の写真

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。